

- (4) その他やむを得ない事情が発生し、理事長が認めたとき。
 (注1) 当協会に就職後、5年間は返還を猶予します。

※参考

協会の運営する施設で5年間勤務すると奨学金の返還が免除となります。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	奨学金返還免除

8 奨学金の返還

(1) 奨学金貸与が終了したときは、奨学金借用証書を提出しなければなりません。その際、連帯保証人が2名必要となり、それぞれの印鑑登録証明書が必要です。

(2) 返還期日

返還事由が発生したときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた奨学金全額を半年賦又は月賦で協会が定める日までに返還しなければなりません。

(注1) 返還は7の免除要件のいずれにも該当しない場合です。

(3) 返還期間

奨学金の返還期間は10年間とし、月賦または半年賦の返還額は、均等払方式により算出した額とします。(奨学金には、利息を付さない。)

また、奨学金はいつでも繰り上げて返還することができます。

なお、特段の事情がある場合は返還が猶予されます。

(4) 延滞利息

奨学生が、正当な理由が無く奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、民法に定める法定利率年5分(年5%)の割合を乗じて試算した額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。

また、延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

※参考

5年未満の途中で退職した場合、その退職月の翌月から返還が開始となります。

1年目	2年目	3年目	4年目	退職月の翌月から
勤務	勤務	勤務	退職	返還開始

奨学金申込みから採用・返還までの流れ

